

平成21年(た)第2号

平成22年10月18日

和歌山地方裁判所

刑事部 御中

証拠開示命令申立書

請求人 林 眞須美

請求人の頭書再審請求事件について、検察官に対し、下記証拠を弁護人に開示することを命ずる決定を発せられたい。

弁護人	石 塚 伸 一
同	小 田 幸 児
同	高 見 秀 一
同	寺 田 由美子
同	中 道 武 美
同	安 田 好 弘

記

- 1 捜査機関が地域住民から聴取して作成した、請求人の服装についての聴き取りに関する捜査報告書、捜査復命書等
- 2 捜査機関が、祭り関係者(調理人・会場設営者等)から事情聴取を行い作成した、聴き取り捜査報告書、捜査復命書等
- 3 2に基づいて作成された当日の各人の行動をまとめた「時系列表」
- 4 ヒ素が残留していたとされる青色紙コップについての指紋についての鑑定嘱託書及び鑑定結果に関する指紋鑑定結果報告書等、鑑定依頼経緯及びその結果に関する鑑定書、捜査報告書等
- 5 被告人宅台所流し台シンク下から発見された「白アリ薬剤」と記載のある白色プラスチック製小物入れ、同小物入れが入っていたビニール袋、同ビニール袋内

の紙片についての指紋についての鑑定嘱託書及び鑑定結果に関する指紋鑑定結果報告書等、鑑定依頼経緯及びその結果に関する鑑定書、捜査報告書等

- 6 甲 1 2 3 2 及び甲 6 3 で行った被告人の毛髪鑑定についての生データ
- 7 捜査機関がすべての捜査関係書類をパソコンにスキャナーで読み込んだもの

証拠開示命令を求める理由

1 について

請求人が当日何色のTシャツを着ていたのかについて、地域住民の多くが、「黒か紺」という供述をしていたことは、確定判決の証拠となった地域住民の証言自体からも明らかとなっている（再審請求書 2 1～2 3 頁、再審請求書添付「 ・ 」の供述・証言変遷一覧表）。

「地域住民のほとんどが請求人の服装を上下黒か紺と供述していた」という事実は、確定審の事実認定を覆す。従って「捜査機関が地域住民から聴取して作成した、請求人の服装についての聴き取りに関する捜査報告書、捜査復命書等」は、「請求人に無罪判決を言い渡すことが明らかな証拠」である。しかしこの証拠は、捜査機関が独占しているものである。従って、検察官が保管しているこの証拠が弁護人に開示されなければ、弁護人側においてその証拠を、当再審請求審に顕出することができない。

なお、捜査機関がいわゆる地取捜査として地域住民から詳細な事情聴取を行っていたことは当然過ぎることであって、改めて説明を要することではないし、和歌山県警本部作成の「和歌山市園部におけるカレー毒物混入事件捜査概要」（弁 5）にもその旨が明記されている。

2 及び 3 について

和歌山県警本部作成の「和歌山市園部におけるカレー毒物混入事件捜査概要」（弁 5）の 8 9 頁からは、捜査機関が、祭り関係者（調理人・会場設営社等）からの詳細な事情聴取を行ったこと、そして、当日の各人の行動をまとめた「時系列表」を作成したこと、そして、相互に供述が矛盾しないように確認しながら、供述調書を作成していったことがわかる。

祭り関係者の初期供述の内容を確認し、また時系列表を確認することによって、

地域住民の供述が一貫しているのか否かが判明する。唯一被告人が、カレー鍋にヒ素を混入する機会を有していた人物であるという確定判決の認定は、地域住民の当日の行動に関する証言等によって認定されているが、この証言内容が、実は初期供述ではそれと異なっていたということであれば、確定審の事実認定を覆す関係になる。従って、初期供述の内容についての捜査報告書等（事情聴取した結果を捜査報告書等に行っていることは明らか）及び時系列表は「請求人に無罪判決を言い渡すことが明らかな証拠」となりうる証拠である。しかしこの証拠は、捜査機関が独占しているものである。従って、検察官が保管しているこの証拠が弁護人に開示されなければ、弁護人側においてその証拠を、当再審請求審に顕出することができない。

4及び5について

捜査機関は、青色紙コップについても（「捜査概要」（弁5）90頁、確定審の第一審24回公判期日■■■■証言45頁等）、台所シンク下から発見したというプラスチック製小物入れについても、指紋検査をしている）が、その検査に関する捜査報告書、鑑定書等は確定審においては一切提出されていない。

指紋は、犯人特定のための最も決定的な証拠である。請求人の指紋が存在しないことを示す証拠は、「請求人に対する無罪判決を言い渡すことが明らかな証拠」である。また、他の人間の指紋が存在するという結果であれば、その人物は真犯人か真犯人にきわめて近い人物ということとなる。これも「請求人に対する無罪判決を言い渡すことが明らかな証拠」となる。

6について

中井泉が行った被告人の毛髪鑑定の欺瞞性については、既に提出している鑑定請求書（平成22年3月30日付）に記載しているところである。

再論すると、甲1232の注3には、「甲1232で鑑定した毛髪は、甲63で鑑定した毛髪1本を含む」と明示されているにもかかわらず、甲1232の鑑定においては、甲63においてヒ素が検出されたという部位48mmからは、ヒ素が検出されていない（検出されたのは切断面から50mmを超え53mm未満までの間）のである。

このような中井鑑定はおよそ信用できないものである。確定審においては、この鑑定についての生データが開示されていなかったため、弁護人において生データを確認する必要がある。そのため開示を請求する次第である。

7について

和歌山県警本部作成の「和歌山市園部におけるカレー毒物混入事件捜査概要」(弁5)の112頁には、「本件事件の捜査は、発生現場における綿密な実況見分から始まり、事件当日の祭り関係者の行動、自治会住民全員に対するつぶしの捜査、眞須美宅の徹底した検証・搜索・差押、眞須美の周辺者に対する捜査、凶器のヒ素の製造から末端小売業者に至るまでの流通状況の捜査に加え、4000点を超える鑑定等を実施し、その捜査関係書類も、20数万枚を超えるものとなった。……専従班では、本件事件書類管理専用のパソコンを導入し、捜査関係書類全てをスキャナーによりパソコンに読み込ませ、短時間で必要書類の検索を可能にした」との記載がある(下線は引用者が付したもの)。

今回提出した再審請求補充書(平成22年10月18日付)において補充した通り、本件においては、台所流し台下から発見されたという白色プラスチック製小物入れの発見経緯、毛髪鑑定等に、極めて不自然かつ不合理な点が多々存在する。

また、和歌山県には大量の亜硫酸が流通していたのであって、請求人周辺から発見されたとされる亜硫酸が、東カレー鍋の亜硫酸との出所が仮に同一であったとしても、請求人の周辺に所在していた亜硫酸が東カレー鍋に投入された亜硫酸であるという認定をすること自体がそもそもできない(事実を推認する力を持たない)ものである。

上記引用部分の下線を付した部分は、これまでに提出した再審請求書、今回提出した再請求補充書で指摘したところの、確定審の認定に対する、不自然・不合理な多々の指摘事項そのものである。確定審において見過ごされ、あるいは隠されていた本件についての重要な証拠が、上記パソコンデータにはすべてそろっているはずであるから、そのデータの開示を受けることによって、請求人にとっての「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」の存在が明らかになるはずである。

以上